

「宮城県生物多様性地域戦略（第2次改訂）（中間案）」に係る県民の意見（パブリックコメント）募集の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和7年4月30日

宮城県では、「宮城県生物多様性地域戦略（第2次改訂）（中間案）」について、令和7年1月30日から令和7年2月28日の間、ホームページ等を通じ県民のみなさまの御意見等を募集しました。

この結果、12の貴重な御意見・御提言を頂きました。

頂いた御意見等につきましては、この宮城県生物多様性地域戦略（第2次改訂）策定の参考とさせていただきます。御協力ありがとうございました。

頂いた御意見等に対する宮城県の考え方につきましては、以下のとおりです。

番号	項目	御意見・御提言の内容（要旨）	宮城県の考え方
1	全体	宮城県の自然公園における生物多様性の保全を地域との協業で進めることは非常に重要です。また、自然を五感で感じることを重視するアプローチも素晴らしい考えです。以下の点を考慮して、戦略に盛り込むことをお勧めします。	第5章2（1）宮城県の役割の「連携」の文章に、企業や団体等、実施主体を追記しました。 また、各御提案について、以下のとおり対応していきます。
2	第5章	1. **地域との協業の強化** : 地元の住民や団体と連携し、協働で生物多様性の保全に取り組むことが重要です。地域の人々が持つ知識や経験を活用し、保全活動に参加できるような仕組みを整えることで、地域の意識向上や責任感を高めることができます。	第1章「2地域戦略の取組主体」において、様々な主体の相互連携について記載しております。また、第5章2（1）宮城県の役割の「連携」の文章に、企業や団体等の実施主体を追記しました。
3	第5章	2. **五感を活かした体験の促進** : 自然環境を五感で感じるができるプログラムやイベントを提供し、訪問者が自然の魅力を体感できるようにすることが大切です。たとえば、音や匂い、触覚を使った自然観察ツアーや、季節ごとの風景を楽しむイベントなどを開催することが考えられます。	基本的取組9に記載のとおり、学校教育との連携や県内施設における自然環境イベントを継続し、生物多様性を学ぶ機会を創出することとしております。御提案の方法については、今後の事業を実施する上で取り入れさせていただきます。
4	第5章	3. **多様性保全促進策の具体化** : 自然公園内での多様性保全のための具体的な施策を策定する必要があります。森林の計画を策定し、樹種の多様性を保つための植樹や間伐、外来種の管理などを含めることが有効です。これにより、森林生態系の健康を保ち、生物多様性の向上を図ることができます。	基本的取組2において自然公園等における生物多様性を良好な状態で維持する方向性について記載しておりますが、御提案の方法については、今後取組を進める上で、検討してまいります。
5	第5章	4. **自然再生や海域保全の導入** : 自然再生や海域の保全に関する取り組みも戦略に組み込むことで、公園が持つ生態系の全体的な健康状態を向上させることができます。具体的なプロジェクトを立案し、実施することで、地域の生物多様性を効果的に保全することができるでしょう。	基本的取組1において、現在伊豆沼・内沼や蒲生で取り組んでいる自然再生事業について記載しております。こうした取組について、今後県内の他の地域にも展開できるよう検討してまいります。

6	第5章	<p>5. **多様性保全促進策の明示**:</p> <p>自然公園内での特定の生物や生態系の保全策を明示し、具体的な目標や施策を設定することが重要です。たとえば、特定の種の保護、侵略的外来種の管理、地域の生態系サービスの再生など、具体的なアクションプランを策定することが求められます。</p>	<p>基本的取組2において自然公園等における生物多様性を良好な状態で維持する方向性について記載しておりますが、御提案の方法については、今後取組を進める上で、検討してまいります。</p>
7	第5章	<p>6. **数値的評価の重要性**: 生物多様性の現状や変遷を数値で示すことにより、施策の効果やコスト、ボランティアや企業の取り組みを可視化できます。これにより、関係者間でのコミュニケーションが円滑になり、協力を促進することができます。</p>	<p>基本的取組8に記載のとおり、今後県内の生物多様性に関わる情報を集約、整備し、具体的な対策に活用していく予定です。御提案の方法については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
8	第5章	<p>7. **環境 DNA の活用**:</p> <p>環境 DNA (eDNA) は、生物多様性のモニタリングにおいて非常に有効な手法です。水や土壌から DNA を採取することで、見えない生物群を把握し、特定の種の存在や個体数を推定することができます。これにより、現状の多様性を数値的に評価するための強力なツールとなります。</p>	<p>基本的取組8に記載のとおり、今後県内の生物多様性に関わる情報を集約、整備し、具体的な対策に活用していく予定です。御提案の方法については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
9	第5章	<p>8. **モデルエリアの選定**:</p> <p>全域でのデータ収集は難しいため、多様性の増幅が期待できる環境（たとえば、保全活動が進んでいる地域や生態系の回復が見込まれる地域）からモデルエリアを選定し、実施することは合理的です。このモデルエリアでの成功事例をもとに、他地域への展開を図ることができます。</p>	<p>基本的取組8に記載のとおり、今後県内の生物多様性に関わる情報を集約、整備し、具体的な対策に活用していく予定です。御提案の方法については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
10	第5章	<p>9. **手法の方向性の明示**:</p> <p>数値的評価や環境 DNA の活用に関する具体的な手法や方向性を戦略に盛り込むことで、関係者に対する透明性を高め、実施の信頼性を向上させることができます。具体的な指標や評価基準を定めることも重要です。</p>	<p>基本的取組8に記載のとおり、今後県内の生物多様性に関わる情報を集約、整備し、具体的な対策に活用していく予定です。御提案の方法については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
11	第5章	<p>10. **データの蓄積と共有**:</p> <p>収集したデータを GIS やデータベースに蓄積し、関係者や市民と共有することで、より広範な理解と協力を促進することができます。これにより、地域の生物多様性に対する意識が高まり、持続可能な取り組みが進むでしょう。</p>	<p>基本的取組8に記載のとおり、今後県内の生物多様性に関わる情報を集約、整備し、具体的な対策に活用していく予定です。御提案の方法については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>
12	第5章	<p>11. **モニタリングと評価の仕組み**:</p> <p>多様性保全の取り組みが実際に効果を上げているかどうかを確認するために、定期的なモニタリングと評価の仕組みを設けることが重要です。公共事業の委託内容にデータ収集を加味し、施策の改善に活用することで、持続可能な管理が可能となります。</p>	<p>基本的取組8に記載のとおり、今後県内の生物多様性に関わる情報を集約、整備し、具体的な対策に活用していく予定です。御提案の方法については、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>